

岩手県医療局管理規程第8号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与)	(給与)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 医療局企業職員就業規則第17条の13第1項の規定により同項に規定する修学部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。	4 医療局企業職員就業規則第17条の14第1項の規定により同項に規定する修学部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。
5・6 [略]	5・6 [略]
附則	附則
	<u>（施行期日）</u>
1 [略]	1 [略]
	<u>（経過措置）</u>
2 [略]	2 [略]
	<u>（医師手当の手当の額に係る特例）</u>
3 [略]	3 [略]
	<u>（退職手当の額に係る特例）</u>
	4 <u>平成25年3月31日（以下「基準日」という。）に現に在職する医師又は歯科医師である企業職員（以下「基準日在職医師等」という。）であって、基準日における年齢が職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号。以下「定年条例」という。）第3条ただし書に定める定年に達しているもののうち、定年条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき基準日の翌日以後においても引き続いて勤務した後退職した者に対する退職手当の額は、その者が基準日に定年条例第2条の規定による退職（定年条例第4条第1項又は第2項の規定による期限の到来による退職を含む。以下「定年による退職」という。）をしたものとし、かつ、その者の基準日までの勤続期間、基準日における給料月額及び基準日に退職したもとした場合に支給する職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第6条の4に定める退職手当の調整額の額（以下「退職手当の調整額の額」という。）を基礎として、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第13号。以下「条例第13号」という。）第1条の規定による</u>

改正前の退職手当条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第16項から第18項まで並びに条例第13号第4条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第28号。以下「条例第28号」という。）附則第2条の規定（以下「改正前の規定」という。）の例により計算した退職手当の額が、条例第13号第1条の規定による改正後の退職手当条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第16項から第18項まで並びに条例第13号第4条の規定による改正後の条例第28号附則第2条の規定（以下「改正後の規定」という。）の例により計算した退職手当の額よりも多いときは、改正後の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき改正後の規定の例による退職手当の額とする。

5 基準日在職医師等であつて基準日における年齢が55歳以上65歳未満のものうち基準日の翌日以後に定年による退職をした者に対する退職手当の額は、その者が基準日に勸奨退職者（退職手当条例第4条第1項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者をいう。以下同じ。）として退職したものとし、かつ、その者の基準日までの勤続期間、基準日における給料月額及び基準日に退職したものとした場合に支給する退職手当の調整額の額を基礎として、改正前の規定の例により計算した退職手当の額（当該額が、その者が35年以上の期間勤続して基準日に定年による退職をしたものとし、かつ、その者の基準日における給料月額及び基準日に退職したものとした場合に支給する退職手当の調整額の額を基礎として、改正前の規定の例により計算した退職手当の額を超えるときは、その計算した退職手当の額）が、改正後の規定の例により計算した退職手当の額よりも多いときは、改正後の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき改正後の規定の例による退職手当の額とする。

6 基準日在職医師等であつて基準日における年齢が54歳のものうち平成26年4月1日以後に定年による退職をした者に対する退職手当の額は、その者が平成26年3月31日に勸奨退職者として退職したものとし、かつ、その者の基準日までの勤続期間、基準日における給料月額及び基準日に退職したものとした場合に支給する退職手当の調整額の額を基礎として、改正後の規定の例により計算した退職手当の額（当該額が、その者が35年以上の期間勤続して基準日に定年による退職をしたものとし、かつ、その者の基準日における給料月額及び基準日に退職したものとした場合に支給する退職手当の調

整額の額を基礎として、改正後の規定の例により計算した退職手当の額を超えるときは、その計算した退職手当の額)が、改正後の規定の例により計算した退職手当の額よりも多いときは、改正後の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき改正後の規定の例による退職手当の額とする。

7 基準日在職医師等であつて基準日の翌日以後に退職したもののうち自己都合退職者(退職手当条例第6条の4第4項第1号に規定する自己都合退職者をいう。以下同じ。)である者に対する退職手当の額は、その者が基準日に自己都合退職者として退職したものとし、かつ、その者の基準日までの勤続期間、基準日における給料月額及び基準日に退職したものとした場合に支給する退職手当の調整額の額を基礎として、改正前の規定の例により計算した退職手当の額が、改正後の規定の例により計算した退職手当の額よりも多いときは、改正後の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき改正後の規定の例による退職手当の額とする。

別表第3 (第5条関係)

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
夜間看護手当	[略]	正規の勤務時間による勤務の一部(1時間以上の場合に限る。)又は全部が深夜(2時から翌日の5時までの間をいう。以下同じ。)において行われるとき、その勤務1回につき <u>6,800円</u> の範囲内で医療局長が定める額
[略]		

別表第3 (第5条関係)

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
夜間看護手当	[略]	正規の勤務時間による勤務の一部(1時間以上の場合に限る。)又は全部が深夜(2時から翌日の5時までの間をいう。以下同じ。)において行われるとき、その勤務1回につき <u>10,200円</u> の範囲内で医療局長が定める額
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。